国 不 土 第 ７ ６ 号
令和８年１０月１３日

日本行政書士会連合会会長　殿

国土交通省　不動産・建設経済局　土地政策課長
（　公　印　省　略　）

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（依頼）

貴会におかれましては、平素より土地関係施策の円滑な執行にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）に基づく事後届出制の周知徹底等については、例年ご協力いただいているところであります。

今年度におきましても、引き続き、各都道府県行政書士会員に対して周知をお願いしたく、先日、事後届出制に係るポスター及びリーフレットを送付させていただいたところです。

なお、国土交通省ホームページにも同制度について掲載しており、そこから当該ポスター及びリーフレットをダウンロードすることが可能となっておりますので、ご活用いただけますと幸いです。

今後とも、国土利用計画法に基づく事後届出制の適切な運用について、より一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○土地取引規制制度に係る国土交通省ホームページURL

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html